

意見書案 第 号

骨髄移植の治療等特別な理由で抗体が失われた場合の
ワクチン再接種制度の整備を求める意見書

近年の医療技術の進歩により、がんの治療成果は骨髄移植や化学療法等の実施により効果の上昇が見られる。しかしながら、治療のため骨髄移植等を行った場合、国で定められた定期予防接種を受け移植前に得られていた抗体が低下・消失し、感染症に罹患する頻度が高くなるため、必要に応じて再接種が必要となる。

がんの経験者は、治療中及び治療後一定期間、原疾患や治療に伴う免疫不全になるため、感染症に対する予防対策が生活上の重要な課題である。

現行の予防接種法では、治療による抗体の低下・消失後のワクチンの再接種は定期の予防接種ではなく、任意予防接種として接種費用は全額自己負担とされ、費用助成は各地方公共団体の判断に一任されているが、感染症の蔓延防止策は全国一律に行なうことが公衆衛生政策として不可欠である。

よって、国におかれては、骨髄移植後等の特別な理由で抗体が低下もしくは失われた場合のワクチン再接種について、経済的負担を軽減するとともに、健康被害が生じた場合には救済措置の対象とするため、予防接種に関する法令を改正し、当該再接種を定期接種として位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

国民健康保険等の第三者行為求償事務に係る損害保険会社からの届けの提出代行の徹底を求める意見書

交通事故など第三者（加害者）の行為によって受けた傷病の治療費は、民法上の損害賠償の規定によりその加害者が被害者の治療費を負担することになる。被害者がその治療を受ける場合は、国民健康保険、後期高齢者医療制度または介護保険の保険者に対して「第三者行為による傷病届」を提出することで、国民健康保険等が加害者に対して代位求償できるようにする必要があるが、必ずしもこの届けが出されていない状況にある。

そのため、本来ならば加害者に求償できるはずの治療費を、国民健康保険等が負担することになり、保険財政を圧迫することとなる。

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の各保険給付の適正化を図り、各保険制度の財政基盤をより安定させ持続可能性を高めるべきである。

よって、国におかれては、効率的かつ確実に第三者に求償するため、第三者（加害者）が任意保険を使用すると決め、示談代行サービスを利用しようとした場合においては、第三者または被害者から損害保険金の請求があれば、損害保険会社が国民健康保険等への「第三者行為による傷病届」の提出代行を徹底することについて指導を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

教育予算の拡充を求める意見書

これまで、子供たちに豊かな教育を保障すべく教育現場の改善はもとより、教育費の保護者負担を軽減し、誰もが等しく教育を受けることができるように様々な取組が行われてきた。

しかし今、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くことで、企業・個人事業主らの事業縮小や倒産・廃業といったニュースがたびたび報道されるように、雇用情勢は悪化し先を見通せない社会状況となっている。

このような状況下にあっても、子供たちに教育の水準・機会均等を保障することは何よりも重要であり、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことも踏まえ、保護者の就労や所得に関わりなく子供たちが安心して教育を受けられるよう、教育予算を一層拡充するとともに制度を充実することが求められている。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 高等学校等就学支援金制度の所得制限を一層緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変など経済的な理由により就・修学を断念することのないよう、奨学給付金制度、入学支援金制度の創設を行うこと。
- 2 就学援助については、自治体間格差を是正するため十分な財源確保を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書 第 号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境を更に整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書 第 号

住まいと暮らしの安心を確保する生活困窮者への居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、住居確保が必要な生活困窮者は増えている。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記の事項を速やかに実施されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする居宅生活移行緊急支援事業について、自治体の積極的な活用を促進するとともに、来年度以降も継続的に実施すること。
- 2 住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県、市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 3 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

地域公共交通に資する自動運転技術の推進を求める意見書

公共交通機関が不十分な地域においては、交通弱者の移動手段が確保されなければ、人口減少に更に拍車をかける結果になりかねない。また地域公共交通は運転士不足の深刻化や、赤字路線を維持するための財政負担の拡大といった様々な問題を抱えている。

こういった地域の移動に関する様々な問題を解消する一手段として、自動運転技術の進展がある。自動運転技術が実用化されれば、公共交通機関の運転士不足を解消するだけでなく、柔軟な運行による利用者の利便性を高めることにもつながりうる。

このような地方の声を反映し、国は本年6月26日に閣議決定した国土交通白書の中で「社会と暮らしのデザイン改革」をテーマに設定し、今後更に深刻化していく少子高齢化や、地域交通の衰退を受けた対策に注力する方針を打ち出した。その中では、自動運転をはじめとする新技術の活用に加え、地域を越えた連携等による持続可能な地域公共交通の実現を目指し、効率的な移動手段の提供に取り組むとしている。

自動運転の実現には、技術面・コスト面を含めて課題は多く、地域への普及にはまだ時間を要する。国や自治体は、自動車メーカー、部品サプライヤー、ICT企業等に対し、安全を最優先にした自動運転技術を着実に進展させ、地域に利便性の高い交通ネットワークを提供することが、今後の地域振興には不可欠である。

よって、国におかれては、これらの観点から地域公共交通に資する自動運転技術の推進に一層注力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

子宮頸がん対策の強化を求める意見書

日本において子宮頸がん罹患者は年間1万人を超え、子宮頸がんによる死亡者は約2,800人といわれている。しかし、国内の子宮頸がん検診の受診率は、40%前後にとどまっている。

2013年4月からは、HPVワクチンの接種が予防接種法に基づき定期接種化された。しかし、HPVワクチン接種後に重い副反応を疑う症状の報告が相次いだため、同年6月には厚生労働省が積極的な接種勧奨の中止を勧告し、「速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する」としたが、現在まで明確な方針は示されていない。

副反応被害の徹底した検証を進めると同時に、検診率向上に向けた対策の強化が求められる。

よって、国におかれては、がんの予防及び早期発見を推進するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 HPVワクチンの予防接種にかかる副反応について、専門家による評価を早急に実施し明確な方針を示すとともに、正しい情報の発信強化を図ること。
- 2 子宮頸がんに対する知識と子宮頸がん検診の広報を更に強化する等、受診率の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

}

様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

少人数学級に向けた編制基準と教職員定数の見直しを求める意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、全ての子供たちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。子供たちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子供たち一人ひとりの特性に応じた、きめ細かな対応をできるのが少人数学級である。

萩生田光一文部科学相は、公立小中学校の少人数学級導入について、新型コロナウイルス対策やきめ細かな教育を実現するためとして「30人学級を目指すべきだと考えている」と述べ、文部科学省は2021年度の予算編成で必要な経費を要求した。兵庫県においても、令和3年度国の予算編成等に対する提案の中で「感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、学級編成基準及び教職員定数を見直す義務・高校標準法の改正を行い、少人数学級を早期に実現すること」と、新規に提案した。

よって国におかれては、少人数学級に向け編制基準及び教職員定数の見直しを行なうとともに、学校施設の改修等に必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学省大臣		

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

75歳以上後期高齢者医療の窓口負担2割への引き上げの
慎重な対応を求める意見書

厚労省は、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担について、全世代型社会保障検討会議中間報告に基づき、現在の「原則1割」を、「一定所得以上は2割」に引き上げる案を社会保障審議会に示し検討を進めている。団塊の世代が75歳になり始める2022年度初めからの実施を目指し、年内に結論を出すとしている。

後期高齢者の窓口負担は現在、年収約383万円以上の人は現役並みとして3割負担（全体の7%、約130万人）であり、それ以外は1割負担（全体の93%、約1,685万人）に分かれている。

1割負担の人のうち「一定所得以上を2割」にするとした政府方針に基づき、住民税非課税世帯を除く約945万人（75歳以上全体の52%）を2割負担にした場合、1人当たり年平均3万4千円の負担増になると厚労省は推計している。

高齢者は年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるため、年収に対する窓口負担割合で見ると、75歳以上は40～50代の2～6倍近い負担をしているのが実態である。

日本医師会から「更なる受診控えを生じさせかねない政策を取り、高齢者に追い打ちをかけるべきでない」との意見が出されている。

コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化を何より急ぐべきことから、後期高齢者の窓口負担増は、少なくとも新型コロナウイルス感染症が収束するまで慎重に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ